



栃木県公報

平成28年
4月1日(金)
号外
第32号

目次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号による知事の指定に関する告示…………… 1
警察本部
- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正…………… 1

告 示

栃木県告示第199号

廃ペットボトル（ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第5の4の項に規定する特定調味料をいう。）が充填されていたものに限る。）が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者（以下「小売業者」という。）の店舗において他の廃棄物と分別して回収されたものをいう。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行う者は、次に掲げる場合に限り廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号に規定する再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって知事の指定を受けたものとするので、告示する。

平成28年4月1日

栃木県知事 福田 富一

- (1) 廃ペットボトルを小売業者の店舗から再生利用施設（廃ペットボトルのみの処分を業として行う者であって省令第10条の3第2号の規定による都道府県知事の指定を受けた者が、当該指定に係る再生利用を行う施設（廃ペットボトルを保管する施設を含む。）をいう。以下同じ。）又は特定製造施設（小売業者から有償で譲り受けた廃ペットボトルを原材料としてフレーク状若しくはペレット状のプラスチック原料又はプラスチック製品（以下「プラスチック原料等」という。）を製造することを業として行う者であって知事の認定を受けた者が、当該認定に係るプラスチック原料等の製造を行う施設（小売業者から有償で譲り受けた廃ペットボトルを保管する施設を含む。）をいう。以下同じ。）まで運搬する場合
- (2) 廃ペットボトルを小売業者の店舗から積替保管施設（廃ペットボトルを再生利用施設又は特定製造施設に運搬するために当該廃ペットボトルの積替え又は保管を行う施設をいう。以下同じ。）まで運搬する場合
- (3) 廃ペットボトルを積替保管施設から再生利用施設又は特定製造施設まで運搬する場合
(廃棄物対策課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第四号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

栃木県警察本部長 松岡 亮介

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程（平成十二年栃木県警察本部訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。別表本部長決裁事項の項第五号中「監察官」の下に「監査官」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。